

ウェル介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

ウェルコンサル株式会社

大阪市生野区巽中三丁目 20 番 12 号

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。

介護福祉士実務者研修

2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。

3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6か月間とする。

但し、下記のア～オのいずれかの資格を取得しているものについては、1か月以上とする。

ア 訪問介護員養成研修（1～3級）

イ 介護職員初任者研修

ウ 介護職員基礎研修

エ 喀痰吸引等研修

オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程

4 その他準ずる課程について

3 オの準ずる課程は、認知症介護実践者研修及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号）及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日23文科高第721号社援発1028第2号）に基づく他研修等の修了認定の対象となるものとして届け出られた地域の団体等で実施されている研修をいうものであること。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ウェル介護福祉士実務者研修科（通信課程）

（研修会場）

第5条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

本部（通信授業・添削を行う） 奈良県大和郡山市田中町 728 医介事務局

奈良教室 奈良県大和郡山市外川町 23-1 フレンド郡山研修センター

大阪教室 大阪府大阪市大正区三軒家東 1 丁目 12-7 ウェル大正研修センター

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。ただし、施設長が必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 夏期休業 8月13日～8月15日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(受講対象者)

第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 近畿圏内在住で面接授業に通学可能な者
- (4) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

(入学時期)

第8条 入学の時期は各学級の開講日から1か月以内とする。

開講日及び修業時期については原則以下の通りである。

	開講日	修業期間	定員
< 5月期生 >	5月1日	5月1日～10月31日 (7月31日)	20名
< 6月期生 >	6月1日	6月1日～11月30日 (8月31日)	20名
< 7月期生 >	7月1日	7月1日～12月31日 (9月30日)	20名
< 9月期生 >	9月1日	9月1日～ 2月28日 (11月30日)	20名
< 10月期生 >	10月1日	10月1日～ 3月31日 (12月31日)	20名
< 3月期生 >	3月1日	3月1日～ 8月31日 (5月31日)	20名

有資格者の場合は、()内とする。

(定員)

第9条 受講定員は奈良教室20名、大阪教室20名の6学級120名とする。

(受講料)

第10条 受講料は次のとおりとする。テキスト代を含む。

受講予定者の有する資格	受講料 (税込)
介護職員基礎研修	31,000円
介護職員初任者研修	88,000円
訪問介護員1級課程	68,000円
訪問介護員2級課程	88,000円
訪問介護員3級課程	124,000円
無資格	124,000円

2 使用する教材は、介護福祉士実務者研修テキスト【第1巻～5巻】（中央法規出版）とし、テキスト代は以下のとおりとする。

巻	科目	価格（税込）
第1巻	人間の尊厳と自立／社会の理解Ⅰ・Ⅱ	2,200円
第2巻	介護の基本Ⅰ・Ⅱ／コミュニケーション技術／生活支援技術Ⅰ・Ⅱ	3,520円
第3巻	介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	2,200円
第4巻	こころとからだのしくみⅠ・Ⅱ／発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ／認知症の理解Ⅰ・Ⅱ／障がいの理解Ⅰ・Ⅱ	3,080円
第5巻	医療的ケア	3,080円

（受講申込手続き）

第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- （1）当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
- （2）書類選考により受講予定者を決定後、受講決定通知にて本人に通知する。
- （3）受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- （4）当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

（受講申込締切）

第12条 申込締切日は開講日の2週間前とする。申込締切日までに受講申込者が募集定員の半数に満たない場合は、開講を中止することができる。また、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当社の判断により申込を受付けることができることとする。

（受講の決定）

第13条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

（受講の手続き）

第14条 受講料は受講決定通知が届いてから原則10日以内に納入しなければならない。10日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。

2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当社に申し出た上で受講手続きを行うことができる。分割回数は4回分割のみとし、納入期日と金額は当社の指定に従うこととする。また、『分割納入確約書』を1部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当社が保管し、受講生には控えを渡す。

3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当社は受講を取り消すことができる。

納入期日	全額一括	分割1回目 当社指定日	分割2回目 開講日より 2か月以内	分割3回目 開講日より 4か月以内	分割4回目 開講日より 6か月以内
保有資格					
無資格者	124,000	34,000	30,000	30,000	30,000

訪問介護員 3 級	124,000	34,000	30,000	30,000	30,000
訪問介護員 2 級	88,000	28,000	20,000	20,000	20,000
介護職員初任者研修	88,000	28,000	20,000	20,000	20,000

(受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。返還額は以下のとおり。

辞退を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
- (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証書（運転免許証等）を持参し、事務職員が写しを撮り確認する。

(研修カリキュラム)

第 17 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。

2 科目の履修免除は別表の科目免除一覧のとおりとする。

(教職員組織)

第 18 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 施設長 1 名
- (2) 専任教員 1 名
- (3) 講師（介護過程Ⅲ） 若干名
- (4) 講師（医療的ケア） 若干名
- (5) 講師（課題添削） 若干名
- (6) 事務職員 若干名

(通信学習の実施方法)

第 19 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。

(1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポート（eラーニングまたは紙面）を提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は 70 点以上を合格とする。70 点未満の場合は再提出とし、合格するまで繰り返し替えし再提出をする。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第 20 条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は毎回出席簿に押印または署名する。
- (2) 面接授業に出席するためには、当社の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。
- (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

2 評価方法は、面接授業の全日程を出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(在籍期限)

第 21 条 在籍期限は2年を超えることはできない。

(休学及び復学)

第 22 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、施設長の承認を受けなければならない。

2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

3 第 1 項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを施設長が確認した場合に復学することができる。

(賞罰)

第 23 条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

(懲戒処分)

第 24 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者。
- (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらずこれに従わない者。
- (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
- (5) 在籍期限を超過した者。
- (6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。
- (7) 再三の指導にもかかわらず成績の向上が見受けられず、修了の見込みがないと認められる者。
- (8) 介護過程Ⅲ、医療的ケアの両科目の評価試験において、当社で設定した評価指針に基づく合格基準を計三度以上下回った者。

- 2 前項の事由によって、複数の関係者の同意及び責任者の承認により退学処分を決定することができる。なお、受講料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。
- 3 第1項の事由によって退学処分を受けた者は、処分を受けた日から起算して1年を経過するまで再入学を志願することができない。

(欠席者の取り扱い)

第25条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回以降の講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第22条に定める在籍期限を超過しないこととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

(補講について)

第26条 第25条の第2項によりやむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講(振替受講。ただし、定員を超えていない場合に限る。)を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

- 2 第1項の振替受講ができない場合で本人が特に補講を希望する場合は、研修施設が補講の実施を認めた場合に受講することができる。この場合、受講料3,300円(税込み)を徴収する。
- 3 修了試験の合格基準に満たない場合は、再試験を受験し合格したことにより修了することができる。また、修了試験当日欠席した場合は、追試験を受験し、合格したことにより修了することができる。この場合、再試験・追試験にかかる受講料は1回5,500円(税込み)を徴収する。

(修了認定方法)

第27条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。指定されたカリキュラムを全て履修し、受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。

評価基準はA:85点以上、B:70~84点、C:60~69点、D:59点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

各科目の出席時間数が定められる3分の2の時間数に満たない場合、該当科目の履修修了の認定をしないこととする。

(修了証書等の交付)

第28条 修了を認定された者(第25条による)は、当社において修了証書を交付する。

(修了証書の再交付)

第29条 修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。ただし再交付手数料として1,000円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとする。

(個人情報の保護)

第 30 条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 31 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする。

(施行細則)

第 32 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

(1)この学則は、平成 28 年 11 月 1 日より施行する。

(2)この学則の一部(研修会場・第 4 条)を改定し、令和元年 5 月 1 日より施行する。

(3)この学則の一部(受講料・第 10 条 2 テキスト代)を消費税改正により改定し、令和元年 10 月 1 日より施行する。

(4)この学則の一部(補講について第 26 条 2)を改定し、令和 3 年 9 月 1 日より施行する。

(5)この学則の一部(研修会場・第 4 条、入学時期・第 8 条、受講生の本人確認・第 16 条身分証明書の写し、補講について・第 26 条)を改定し、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(6)この学則の一部(入学時期・第 8 条、定員・第 9 条)を改定し、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。

(7)この学則の一部(受講申込締切・第 12 条、懲戒処分・第 24 条、補講について・第 26 条)を改定し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

(8)この学則の一部(事業者の名称・所在地・第 1 条)を改定し、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。

(9)この学則の一部(受講対象者・第 7 条)を改定し、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。

(10)この学則の一部(受講料・第 10 条、受講の手続き・第 14 条 3)を改定し、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

(別表) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

科目	時間数	介護職員初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	30		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	10	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	20		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	20		免除			免除	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅰ	20	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	25		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅰ	10		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	20		免除			免除	
認知症の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		免除			免除	
障害の理解Ⅰ	10	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	20		免除			免除	
こころとからだのしくみⅠ	20	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	60		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	50 必要回数						喀痰吸引等研修
介護過程Ⅲ	45					免除	
合計	450	320	95	320	420	50	